

大阪北部地震の被害に対する支援を

【森下】日本共産党の森下由美でございます。質問に入ります前に、議長のお許しをいただき一言申し上げます。

6月18日、大阪北部を震源とする最大震度6弱の地震が起きました。登校中の小学生がブロック塀の下敷きになって亡くなるなど、各地で深刻な被害が広がっています。亡くなられた方々のご家族の皆様にご心からお悔み申し上げますと同時に、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

私の住む八幡市でも、震度5強と近年体験したことのない大きな地震で、ブロック塀の倒壊、屋根の損壊、壁の亀裂や落下など大きな被害を受けました。日を迫うごとに被災状況が明らかになっていますが、八幡市でも罹災証明書の申請が昨日の時点で1300世帯を超えています。

党議員団の申し入れに応え、府は「木造住宅耐震改修工事補助制度」の要件を緩和し、耐震化をして屋根の修理をする場合にも補助が適用されることになりました。こうした制度を被災者にもれなく伝えることが求められます。また、私が要望をお聞きした中では、高齢者世帯や生活困窮者もおられます。「住宅のゆがみが発生しており、再び大きな地震が来たら不安です」「壊れた屋根の瓦や壁の処分にも困っています」「倒壊したブロックの撤去に業者の手を借りないと出来ない、経費もかかるしどうしたらいいのか」と途方に暮れておられました。

被災者ひとり一人に適切な支援ができるよう、府におかれましては引き続き府民の安全確保と被害の全容把握に全力をあげ、被災自治体とも連携して支援を強めていただきますよう要望いたします。

中学校給食実施を府として支援を

【森下】それでは、通告にもとづき知事ならびに関係理事者に伺います。

最初に、中学校給食実施のとりくみについてです。八幡市では、昨年5月から念願の中学校給食が親子方式で始まり大変喜ばれています。今では「子どもたちがとても楽しそうに給食を食べている姿を見て、本当に中学校給食が始められて良かった」と中学校現場の先生が感想を述べておられます。「今だから言えることですが」と、「昼食・お弁当を持って来れない生徒が一定あり、いろいろ配慮しながらそっとおにぎりやパンを用意して対応していたんです」と当時の先生の苦労話をお聞きしました。

中学校給食がまだ実施されていない京田辺市で、生徒に行われたアンケートでは、朝ご飯を全くあるいは、ほとんど食べてこない生徒が4%、1253人中52人。そして1週間に1度もお弁当を持ってこない生徒が11人。持ってこない生徒で、お昼を食べないという生徒が複数ありました。とても深刻なことです。

京都府下各市町村の中学校給食実施について、日本共産党の各市町村議員団を通して行った調査によると、今年度から久御山町が開始、そして長岡京市は今年2学期から一部開

始されます。実施計画指針が出されているところが、向日市、大山崎町の2自治体、そして必要性を認めているが、具体的な実施計画がまだ出されていないところが、宇治市、京田辺市、精華町、完全給食の方針が出ていないところが亀岡市、京都市です。京都府下で、みんなが食べられる完全中学校給食が実施されていない自治体は京都市を含めると5自治体です。

調査から見えてきたことは、学校給食の実施を決めるのはそれぞれの市町村自治体ですが、「財政的に厳しいことから耐震補強やエアコン設置などが優先され遅れている」。また、「親子方式や、兄弟方式など空き施設を改修するなどして実施する場合、国からの補助がない。建築基準法上の事務手続きが大変で時間がかかる」など、課題が沢山あることがわかりました。こういった市町の課題解決に、府も協力し支援することが必要なのではないのでしょうか。

元国会職員・参議院事務局調査員でもあり、現在は大学教授の鳳咲子氏は「給食を必要とする子どもの存在を考えれば、国や自治体にとってお金をかけるべき優先順位の高い事業と考えるべき」と提言されています。さらに、食育基本法に基づいて政府の食育推進会議でも、2016年の第3次食育推進基本計画では「中学校給食の実施率を上げる」とし、2014年87.5%を2020年までに90%以上を目指すとしています。

京都府においては、2017年の中学校給食実施率は生徒数ベースで、37.7%と全国最低ランクです。学校数では71.8%と全国ワースト6位という実態です。政府の食育基本計画の目標から見ると、本府はこのままでは達成できないのではないのでしょうか。中学校給食完全実施は喫緊の課題です。

そこで伺います。中学校給食の未実施自治体にあらゆる支援を強化し、取り組みを推進すること、財政支援を行うことが今どうしても必要と考えます。知事の決断が必要です。いかがですか。

学校給食無償化は保護者負担の軽減につながる

【森下】次に、学校給食費無償化について伺います。安倍内閣の5年間で格差が拡大し、貧困が悪化しています。子どもの貧困は、2015年の厚労省の発表では7人に1人の子どもが「貧困の状態にある」とされています。京都府における要保護・準要保護援助を受けている児童生徒数は、H27年度の調査では小学校で17.92%、中学校で22.24%、平均5人に1人の割合です。全国で9番目に高い状況にあります。

少子化対策・子育て支援策として学校給食の無償化、教材費補助など義務教育段階における保護者負担を軽減する取り組みが、全国で広がっています。憲法26条は、「義務教育は、これを無償とする」としています。しかし、義務教育で無償なのは授業料と教科書に限られていて、保護者の負担は、公立小学校で年間約10万円、公立中学校で約18万円。これは2016年の文科省の学習調査で発表されています。そのうち学校給食費は小学校月平均4320円、年4万7520円、中学校では月4929円、年5万4219円です。義務教育費における保護者負担の大きな位置を占めています。給食費の負担軽減は、今喫緊の課題です。

すでに給食費の補助制度を実施している自治体は2016年3月で199市区町村、全額無料が44自治体となっています。京都府下では5自治体で無償化が始まっています。それぞれの目的は少子化対策や、地域振興とされていますが、本来義務教育費無償の原則に近づけ

るべきではないでしょうか。

子どもの健全な発達を支える上で、栄養バランスの良い給食は重要な役割を果たしています。その上で、給食費の無償化、すべての子どもたちに給食を提供できる体制を整えることは自治体の大きな責任です。西脇知事は、子育て環境日本一を掲げておられますが、府の役割として無償化に向けての検討をするべきではありませんか。お考えをお聞かせください。

栄養職員・栄養教諭の更なる配置の拡充を

【森下】次に、安全で豊かな学校給食を実施するために重要な役割を担っている学校栄養職員・栄養教諭の配置について伺います。ここ10年以上配置基準が改善されていません。550人以上の学校に1人、550人未満の学校では4校に1人。共同調理場＝給食センターの場合、1500人以下に1人、1501～6000人まで2人、6001人以上3人となっています。

先に述べましたが、貧困の広がりの中、十分な食事をとれない子、親たちの厳しい労働環境のもと、食事を子どもだけで取らねければならない子、アレルギーに苦しむ子、さらに、輸入食品の安全性や放射能汚染の問題や不安が広がっています。食べることは本来楽しいことです。給食の時間は子どもたちの笑顔がはじける時間であり、学校生活で最も楽しい時間のひとつです。学校栄養職員・栄養教諭、給食調理員の奮闘がそれを支えています。

学校現場からは1校に1名の学校栄養職員・栄養教諭の配置が求められています。体制の充実に向けた今日までの取り組みの経過と今後の考えについてお聞かせください。

【知事・答弁】学校給食についてでありますけれども、中学校給食の実施につきましては、各市町におきまして、子どもの嗜好や食事量など個々に対応できます弁当のメリットや給食への保護者や生徒のニーズ、財政状況や給食施設の状況など様々な課題を勘案しながら総合的に判断されているところでございます。

まず、建築基準法上の事務手続きに時間がかかることのご指摘がございましたけれども、そういうことがないように、建築部局におきまして措置しているところでございます。また、給食に必要な施設整備につきましては、学校給食法におきまして、学校設置者である市町村が担うとされており、国に於いて市町村に対する助成制度等が措置されているところでございます。

京都府といたしましては、親子方式導入にむけた給食室への改修にかかる補助制度の創設を含めまして、財源措置の拡充を国に対し強く求めているところでございます。

次に、食材材料費であります給食費につきましては、学校給食法で保護者負担とされているなかで、経済的に厳しい状況にある保護者には、就学援助として全額、または一部を補助するしくみが制度化されております。すべての市町村に一律に給食費を無償化するのであれば、就学援助としての給付と保護者の負担という問題に加えまして、財源を誰が負担するのかを国において判断すべき問題だと考えております。

京都府といたしましては、給食費の一律無償化ではなく、貧困にかかわる様々な課題を抱える子どもへの支援をさらに充実するため、子ども食堂等の開設や運営支援によりまして、子どもの健全な発達と成長をサポートしてまいりたいと考えております。

【教育長・答弁】 栄養教諭等の配置についてであります。府教育委員会では、これまでから各市町村教育委員会が学校給食の充実や家庭・地域と連携した食育の推進、中学校給食の導入などの取り組みを円滑に進めることができるよう、児童・生徒数に応じた基準もふまえながら配置してきたところであり、今年度も各市町村教育委員会の要望にこたえて、中学校給食の導入に対応するため配置を拡充したところでございます。今後とも学校給食の円滑な実施や食に関する指導の充実に柔軟に対応できるよう、国に対して標準法改正による基礎定数の改善などの働きかけをおこなうとともに、各市町村教育委員会における給食の実施状況との中で栄養教諭の果たす役割をふまえながら、その配置にとりくんでまいりたいと考えております。

【森下・再質問】 先ほどの知事の答弁のなかに、中学校給食については、各市町村が決めることという立場を一貫しておっしゃっていましたが、再度、伺います。中学校給食実施率を引き上げるために、京都府は目標も計画ももっておられません。実施自治体が決めることではありますが、京都府は支援する、これは出来ることだと思います。その立場に立っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

給食費無償化についても、給食費の保護者負担は、例えば、小中学生の兄弟二人だと年間 20 万円超えます。計画的に保護者負担軽減を市町村と連携して取り組むべきではないでしょうか。再度お答えください。

【知事・再答弁】 中学校給食におきまして、市町村を支援すべきではないかと再質問をいただきました。先ほどもお答えいたしましたけれども、例えばでございますけれども、建築基準法上の事務手続きにつきましては、私どもでも出来る限りそういう遅れがないように配慮しております。また、施設整備におきましての市町村の財源の措置につきましても、国に対しまして、親子方式導入にむけた給食施設導入にかかる補助制度の創設などを含めまして、財源措置の拡充について強く国に求めているところでございまして、市町村の動きに対しましては支援をしてまいりたいと思っております。

給食費の無償化につきましても、ご質問がございましたけれども、これは一部無償化をされているところで、例えばでございますけれども、「明日を切り開く人づくり」ですとか、例えば「住民みんなで地域の子どもの育てる」こと等を意図して無償化をされる。まさに、市町村がその地域の課題、課題を勘案しながら総合的に判断されるものでございまして、京都府といたしまして一律の無償化というよりも、さきほど申し上げました総合的な子どもの貧困対策をどうするか、そういう大きな視点から支援をしてまいりたいと考えております。

【森下・指摘要望】 知事の答弁は、国に対して財政措置を求めている、親子方式や兄弟方式に対して財源を国に求めていることは承知しています。では、京都府は何をしていただいているのかということが大事だと思います。子育て環境日本一を目指すならば、今すぐにも京都府は給食実施自治体を支援していただきたいと思っております。そして、給食費の無償化、栄養職員・教諭職員の増員で、どの子にも行き届いた給食を提供する体制づくりを求めたいと思っております。

レベル3建材を使用している建築物の届け出の徹底を

【森下】次に、アスベスト対策について伺います。アスベストは1961年から1999年まで38年間毎年10万トンから30万トン輸入され、その7割が建築建材に使用されてきました。アスベストを含んだ粉じんを吸入し、暴露したことから石綿肺、肺がん、中皮腫、胸膜疾患などの健康被害が続発し2006年には原則使用禁止となりました。近年アスベスト関連疾患に関する労災認定者は、年間1000人前後で、建設業が大半を占めていると報告されています。被害者や遺族が賠償と謝罪を求めて、アスベストの有害性を知りながら防塵マスクを義務づけることを怠ってきた国と、流通させ続けた建材メーカーを相手取りアスベスト訴訟が行われています。

この間、国の責任・建材メーカーの責任を認める判決が出されてきています。そして今後も高度成長期のアスベスト建材を用いた建築物の解体が増加し、2030年頃にはピークを迎えると言われていますが、解体によるアスベスト暴露はさらに継続すると考えられます。

飛散性の高いアスベストレベル1・2については大気汚染防止法で、石綿建材除去時対策を規定していますが、成形板などの石綿含有建材はレベル3で届け出は義務づけられていません。飛散性は低いものの除去作業時に破碎や切断するなど、その取扱いが不適切な場合アスベストが飛散する怖れがあることが指摘されているところです。レベル3が多くを占める「非飛散性」アスベスト建材は、1970年以降約4000万トンが残存していると推定され、圧倒的にスレートが多く、2001年～2020年には毎年100万トンが廃棄物として発生すると予測されています。

そんな中で、昨年5月に、環境省通達では「石綿含有仕上げ塗材の除去作業における石綿飛散防止対策」について、「吹きつけ工法により施工されたことが明らかな場合には、大気汚染防止法施行令の『吹きつけ石綿』に該当するものとして取り扱う」とされ、特定粉じん排出作業の実施の届け出、作業基準の遵守が求められているところです。さらに今年4月には、厚生労働省から「建築物に係る石綿の事前調査における留意点について」として、府の労働局に通知が行われました。その内容は、「書面調査の結果を持って調査を終了としない、現地調査を行うこと」としています。そして「建築物の解体改修作業時、事前に建物の範囲毎に3ヶ所以上から試料採取し、建材中の石綿含有料率の分析を行うこと」などを細部にわたって指示しています。

このことから、4月末に八幡市内の府営住宅吉原団地における外壁改修工事に際して、「検査の結果アスベスト含有塗料の使用が判明した」と報告があり、環境調査を行い、アスベストが飛散しないような工事対応が実施されています。他にも府の建築物で同様のものがあると思われます。そして、「民間についても適切な指導遵守を」ということですから、府としてレベル3も含むアスベスト含有建築物届け出帳を作成し把握するべきと思います。

建築労働者や住民の声にこたえ、アスベスト対策の強化を

建築現場の皆さんから次のような声が上がっています。「アスベスト含有レベル3建材について、マニュアルやガイドラインはありますが、届け出る仕組みを厳格にし把握をしていただきたい」「アスベスト含有建材調査者の位置づけを明確にして、調査者を増やし

ていただきたい」「調査者の資格を取るための助成制度を国、府の役目として取り組んでいただきたい」「建築物石綿含有建材調査者を京都府に配置し、地域住民の相談に乗れる体制をつくっていただきたい」。こういう要望です。

そこで伺います。知事は、国土交通省出身の方です。こういった建築労働者や住民の声に応え、一日も早くアスベスト防止対策の強化を進めていただきたいと思いますが、決意をお聞かせください。

2つ目に、建築物の石綿含有調査・除去については、時間と経費がかかります。これらの経費については、工事発注者の負担になっています。本来国やメーカーが責任を取るべきであり、京都府としても「吹きつけアスベスト除去等の助成制度」を検討するとともに、国の補助は政策的責任から継続するよう求めるべきと考えますが、いかがですか。

3つ目に、潜伏期間を経てアスベスト関連疾患を発症する人が増加しています。そんな中、アスベスト被害者の労災認定や、健康管理手帳に基づく診断・治療を府内で担う医療機関や医師が少なく、近隣の他県に頼らざるを得ない、あるいは手遅れになるなどの実態があると聞きます。これらのことから、全日本民医連ではホームページで「アスベスト関連疾患診断支援サイト」を設定し、申請、診断への支援を行っています。アスベスト外来窓口の設置やアスベスト関連疾患を診る医師が必要です。

そこで伺います。京都府立医科大学病院で診断、治療の受け入れは怎么样了。お聞かせください。

アスベスト疾患は進行性でもあるため、早期救済が強く求められています。アスベスト裁判被告が最高裁まで争うことになれば解決を見ることなく亡くなるということが予想されます。国と建材メーカーなどが拠出する資金で、裁判によらず簡易・迅速に救済する「建設石綿被害者補償基金制度」の創設を国に求めていただきたいと思いますが、いかがですか。

【文化スポーツ部長・答弁】アスベスト対策に係ります府立医大附属病院の診療治療の受け入れ状況についてであります。アスベストにより健康被害によりまして労災や被害救済制度の認定、給付を受けられた方は、健康手帳をお持ちでない関連事業所周辺住民も含めると、過去10年で府内に300人おられます。そのうち健康管理手長の交付を受けておられる方は、府内では府立医大附属北部医療センターや京都大学附属病院を始め労働局が指定する7つの医療機関におきまして年2回の健康診断を無料で受けられることになっております。

府立医大附属病院につきましては、労働局が指定いたします病院ではありませんが、従来から治療が必要となった方がまず受診されます呼吸器内科におきまして、平成27年度に教授を配置するとともに本年6月からは外来診療にあたります医師を増やし、診療体制を充実してきたところであり、昨年度の実績で申しますとアスベスト被害によりまして症例で最も多い中皮腫の患者様20名を始めとした診療・治療をおこなってきたところがございます。今後も、呼吸器外科や放射線科とも連携し、アスベスト被害でお悩みの方々の病態に応じました医療を提供してまいります。

【健康福祉部長・答弁】建設石綿被害者補償基金制度でございますけれども、被害者への救済制度につきましては、国において労働者向けには労災制度で、周辺住民向けには石綿

健康被害救済制度によりそれぞれ対応をおこなっているところです。さらに、国の賠償責任については、工場労働者型は国において司法の判断に基づき手続きされているところです。尚、建設労働者型は現在係争中であり、一義的には国において検討されるべきものと考えております。

京都府といたしましては、今後とも国に対し、アスベストによる健康問題について専門的な相談体制の強化や早期発見のための健康管理対策の早期確立など強く求めてまいります。

【建設交通部長】アスベスト対策であります。京都府では平成17年に1000㎡以上の民間建築物のレベル1に区分される吹き付けアスベストの使用状況の調査を行い、以後、毎年フォローアップ調査を実施しております。さらに、定期報告制度を活用した是正指導や年2回の防災週間のパトロールによる立ち入り調査や、除却等の対応が出来ていない建築物に対し、継続して指導を行っているところでございます。また、レベル1、レベル2のアスベストが含まれる建築物につきましては、大気汚染防止法にもとづき解体工事の発注者等には届け出義務があり、保健所において十分な飛散防止対策が取られるよう指導を行うとともに、必要に応じて現場への立ち入り調査を実施しているところでございます。

さらに、リサイクル法では床面積が80㎡以上の建築物を解体する場合、解体計画を土木事務所に届け出る義務があり、その届出書には建材に付着するアスベストの有無も記載することとされておまして、府においてレベル3を含む解体工事の実施予定を把握し、土木事務所、保健所、労働基準監督署が連携し、適切な処置を指導しているところでございます。これらのアスベスト建材を含む建築物の調査や解体を適切に実施するためには、アスベストの専門的な技術者が不可欠でございますが、現在、府内には石綿作業主任者約2000名に対し、建築物石綿含有調査者は約20名となっております。引き続き府内の建設業やコンサルタント等、関係団体に対しまして講習会の受講を要請するなど、技術者の確保を努めているところでございます。

現在の国の助成制度はレベル1の調査・除去のみが対象でございまして、レベル3までの対応が可能で、事業者が求める経費が調達できる融資制度が適切と判断いたしまして、中小企業向け融資制度や住宅リフォーム融資制度で対応してきたところでございます。引き続き、府内のアスベスト対策を徹底するため、アスベストが含まれる建築物の所有者に粘り強くアスベスト対策を指導するとともに、国に対しましても、全国知事会を通じましてアスベスト対策を専門とする人材育成やレベル3を含む建築物に対するアスベスト調査や除却等の助成制度の創設等、実効のある対策を求めてまいります。

【森下・指摘要望】レベル3建材規制を、今後予測されるアスベスト被害者をこれ以上出さないためにも、府として条例をつくって頂きますことを求めて質問を終わります。